



福岡医発第2202号(保)

平成15年 3月14日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師
会長 関原



継続療養の給付を受けている者の取扱いについて(依頼)

標記の件につきまして、公立学校共催組合福岡支部より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

健康保険法等の一部を改正する法律(平成14年法律第102号)が平成14年8月2日に交付されたことに伴い、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)が改正され、現在、継続療養受給者に交付されている「継続療養証明書」が、平成15年4月1日以降からは使用できず、その受給者が所属する保険者の被保険者証で診療していただくこととなります。



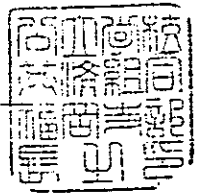
14公共福給第354号

平成 15年 3月 6日

福 岡 県 医 師 会 長 殿

公立学校共済組合福岡支部長

森 山 良



継続療養の給付を受けている者の取扱いについて(依頼)

健康保険法等の一部を改正する法律(平成14年法律第102号)が平成14年8月2日に公布されたことに伴い、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)が改正され、現在、継続療養受給者に交付しています「継続療養証明書」は、平成15年4月1日以降から使用できないこととなります。

つきましては、平成15年4月1日からは、その者が所属する保険者の被保険者証で診療していただくこととなりますので、貴職の関係機関に周知くださるようお願いいたします。

